



常盤平地域のまちづくりの連携及び協力に関する覚書

松 戸 市

独立行政法人都市再生機構



常盤平地域のまちづくりの連携及び協力に関する覚書

松戸市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、常盤平地域のまちづくりの連携及び協力に関して、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 本覚書は、常盤平地域のまちづくり方針の内容を実現するために、常盤平駅周辺地域（以下「対象地域」という。）において、甲乙が連携及び協力して対象地域の再生に向けた取組みを行うことを目的とする。

（まちづくりの目標）

第2条 甲及び乙は、対象地域において「多様な世帯が安心できる暮らし」、「豊かなみどりと魅力ある景観の活用」、「にぎわいと地域経済の活性化」、「新たな教育・文化の構築」、「新たな交通ネットワークや歩行空間の整備」及び「地理的優位性を活かした災害への備え」をまちづくりのテーマとし、この趣旨に沿ったまちづくりの推進及び連携並びに協力体制の強化を図るものとする。

（連携・協力事項）

第3条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について連携及び協力しながら進めるものとする。

- 一 対象地域の公共公益施設、インフラ等の再編整備、その他まちづくり関連等の施策に関すること。
- 二 UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン（平成30年12月公表）に基づくストック再生の推進その他まちづくり関連等の取組に関すること。
- 三 常盤平地域のまちづくりの機運醸成に関すること。
- 四 その他、甲及び乙が必要と認めること。

（各取組事項に関わる協定等）

第4条 甲及び乙は、前条各号に掲げる取組の実施に当たっては、具体的な対象事業、期間、役割分担等について別途協定等を締結する。

（本覚書の有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、取り交わした日から令和9年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの申出がないときは、同一条件をもって本覚書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（本覚書の解除）

第6条 甲及び乙は、本覚書を一方的に解除することができないものとする。この場合、甲乙が協議し、かつ、合意したときには、本覚書を解除することができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本覚書に基づく情報及び意見の交換により、相手方から知り得た事項について、本覚書の目的外に利用してはならず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に基づく場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、本覚書の有効期間満了後においても存続するものとする。

（その他）

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年2月18日

甲 千葉県松戸市根本 387 番地の5

松戸市

松戸市長

本御谷 健次

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構

本部長

本部

